

○一般廃棄物処理施設整備推進室設置要綱

(平成25年3月29日訓令第2号)

改正 平成29年3月31日訓令第1号 平成30年3月15日訓令第1号  
令和6年3月29日訓令第1号

(設置)

**第1条** 名寄地区衛生施設事務組合が行う一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）建設に関する事務を円滑に処理するために、一般廃棄物処理施設整備推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

(分掌事務)

**第2条** 推進室は、次にかかげる事務を分掌する。

- (1) 処理施設の計画に関すること。
- (2) 処理施設の建設用地に関すること。
- (3) 処理施設の基本設計、実施設計に関すること。
- (4) 処理施設の建築、造成に関すること。
- (5) 処理施設の建設に関する事務処理に関すること。

(構成)

**第3条** 推進室の構成は13名以内とし、その都度管理者が定めるものとする。

- 2 推進室には、推進室長、副長、参事、主幹、係長、主査、主任、係員を置く。
- 3 推進室長は、事務局長の職をもって充て、配置する職員の職務は、推進室長が割り振るものとする。

(経費)

**第4条** 推進室の経費は、名寄地区衛生施設事務組合ごみ処理施設建設費の予算をもって充てる。

(報告)

**第5条** 推進室長は、所掌事務に関して計画立案し、その執行について副管理者（名寄市副市長）を経由し、管理者に報告するものとする。

(事務処理)

**第6条** 推進室の事務処理は、名寄地区衛生施設事務組合事務処理要綱（平成25年訓令第1号）によることとする。

(庶務)

**第7条** 推進室の庶務は、推進室参事（計画・庶務担当）で行うものとする。

(設置期間)

**第8条** 推進室の設置期間は、管理者が必要と認める期間とする。

附 則（平成25年3月29日訓令第2号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

**附 則** (平成30年3月15日訓令第1号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則** (令和6年3月29日訓令第1号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。